

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンターコーナン生駒店
所在地 生駒市俵口町七五九番地
- 二 生駒市から聴取した意見の概要

1 環境事業課

- (一) 一般廃棄物（事業系ごみについて）
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条及び生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、市の収集計画に従うこと。
 - (2) 事業者は、生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条に規定する事業系一般廃棄物減量化計画書を例年通り提出し、必要に応じて記載事項変更計画書を提出すること。
 - (3) 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書中の指針配慮事項六廃棄物対策を遵守すること。市の許可業者は、次のとおりとする。

業者名	電話番号
(株) 生駒市衛生社	〇二二〇(七七) 九〇三一
(株) NANBU	〇二二〇(二七五) 三八三
(株) 奈良県クリーンセンター	〇七四三(七七) 〇九九〇
関西メタルワーク(株) (不燃物収集に限る。)	〇七四三(七七) 六〇一七

(二) 産業廃棄物について

事業活動に伴い生じた産業廃棄物については、県の許可業者に収集運搬を委託すること。

2 環境政策課

(一) 荷さばき施設の東側に隣接する住居に対して特に深夜及び早朝の作業における騒音の影響が大きいと考えられることから、荷さばき時間の短縮、荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底等作業員への騒音防止意識の徹底を図り、近隣住民の理解を得られるよう騒音発生の防止又は緩和のために配慮すること。

(二) 営業宣伝活動に伴うBGM及びアナウンスを行う場合、特に深夜及び早朝は指針配慮事項に記載のとおり、店外に音が漏れないよう遮音性能の高い壁や防音扉を設置する等、防音対策をとり、住民の受忍を超える騒音とならないよう配慮すること。

(三) 付帯設備（空調室外機及び換気扇）、付帯施設（駐車場）等の騒音対策を講じること。

また、騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設に該当する施設を設置する場合は、遅滞なく届出を行うこと。

(四) 周辺住民から騒音、振動、悪臭等の苦情があったときは、必要に応じて対策を講じる等迅速に対応すること。

(五) 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守し、商品販売等において、張出禁止物件への広告物（はり紙、はり札、立て看板及び広告旗）の掲出を行わないこと。

(六) 生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て防止について従業員の啓発・教育及び消費者の啓発に努めること。

また、事業所周辺や地域の美観を保持し、快適な生活環境を確保するとともに市が実施する施策に協力すること。

3 生活安全課

生駒市では、生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例により、環境整備等の生活安全対策の実施に努めているところであり、事業者においても地域の安全に必要な措置を講じること。

また、周辺道路への違法駐車等について、十分に検討し対策を講じること。

4 事業計画課

(一) 店舗所在地南側が平成二十二年十二月七日に土砂災害警戒区域に指定されているため留意すること。

なお、指定の詳細については、奈良県砂防課に照会すること。

(二) 変更に伴う周辺道路の交通渋滞対策については、関係機関と十分に協議し対応すること。特に、県道を右折し来店する車両通行については、ピーク時は、一時間当たり一〇九台となり、滞留が渋滞の要因となることが懸念されるため、事業者の責任において十分な対策を講じること。

5 建築課

南側隣地と一体の計画になっており、開発許可及び建築確認における計画と異なる土地利用となっている。奈良県建築課と協議すること。

6 教育総務課

通学通園等の子どもが周辺を通行すると思われるので、工事車両等の通行には注意し、適所に警備員を配置する等の安全対策を十分に講じること。

また、工事期間中は、時間・曜日を問わず工事現場に子ども等が立ち入ることができないよう配慮すること。

7 上下水道部総務課

給水装置を設置する場合は、上下水道部（水道事業）と協議すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から同年四月十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで